

委託業務処理要領

オホーツク合同庁舎等庁舎消防用設備等保守点検業務の実施に当たっては、消防関連法規を遵守するとともに、委託契約書によるほか、この要領の定めるところによる。

1 業務内容については、次のとおりとする。

(1) 定期点検業務

① 定期点検時は、各消防設備等について、平成 16 年 5 月 31 日付け消防庁告示第 9 号による総合点検及び機器点検を行うものとする。

・ 令和 5 年 (2023 年) 7 月 総合点検及び機器点検

・ 令和 6 年 (2024 年) 1 月 機器点検

② 点検の方法(基準)及び点検を実施したときに提出する契約書第 11 条第 1 項の書面の様式は、昭和 50 年 10 月 16 日付け消防庁告示第 14 号によることとし、委託者に対する書面の提出部数は、委託者の控用 1 部、消防関係機関提出用 2 部とする。

(2) 消防訓練等防災に関する事業に係る指導援助

(3) その他設備等の維持に必要な点検、調整、小破修繕及び清掃

2 委託場所については、別表のとおりである。

3 契約書第 8 条による委託者の請求があった場合は、受託者は 24 時間出動体制を取り、業務担当技術者を速やかに派遣し、適切な処理を行う。

4 契約書第 8 条及び第 9 条に係る第 11 条第 1 項の書面の様式は、受託者の適宜の様式とする。

5 契約書第 10 条の指導援助等には、消防関連法規の解説等を含む。

6 契約書第 11 条第 2 項の連絡調整は、点検結果報告書等の文書の提出及び收受並びに消防関係機関からの問い合わせに際しての対応とする。なお、定期点検に係る点検結果報告書の提出及び收受は、消防関連法規にかかわらず毎日とする。

7 受託者の負担とする部分及び資機材等は、次のとおりとする。

(1) 受託者の負担とする部分

ヒューズ、パッキン、乾電池、表示ランプ (誘導灯用蛍光灯含む)、リード線、バッテリー液、その他維持に必要な小部分

(2) 点検及び清掃に必要な資機材等

点検用ガス、測定機器、ウェス、ベンジン、アルコール、その他

8 その他、業務に当たって不明の点は、業務担当員と協議すること。